

社労連第681号

平成29年12月6日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会長 大西 健造
(公印省略)

電子申請における事業主電子署名省略対象手続の拡大について
(労働基準関係)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につきご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、電子申請における労働社会保険諸法令に基づく手続については、事業主の電子署名を省略し、社会保険労務士の電子署名のみで申請を可能とする、いわゆる「送信代理」により実施されているところです。

このたび、別添（写）のとおり、平成29年11月27日付「労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出代行における使用者等の電子署名等の省略について」が厚生労働省労働基準局労働条件政策課長・監督課長・安全衛生部計画課長より通知されました。

今般の労働基準法施行規則等の省令改正は、既に労働社会保険諸法令に基づく手続において認められている事業主の電子署名省略の対象として、労働基準法等に基づく手続が追加され、平成29年12月1日より施行されたものです。

この改正により、事業主から受けた「提出代行に関する証明書（継続委託用）」（別紙参照）の画像ファイルを添付することで、当該手続についても社会保険労務士の電子署名のみで申請できるようになりました。

つきましては、下記事項にご留意いただくとともに、当該取扱いにかかる会員への周知等、円滑な実施にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、『月刊社労士』及び連合会ホームページの会員専用ページに掲載することにより、会員への周知を図ることとしておりますことを申し添えます。

謹白

記

- (1) 本件施行前に、「提出代行に関する証明書（継続委託用）」を事業主より受けている場合については、当該様式中に労働基準法等の手続を含む旨の記載（例：労働社会保険諸法令に基づく申請書等）があれば、引き続き使用することができます。これにより、「提出代行に関する証明書」（別添参考様式）を、別途、事業主から受ける必要はありません。

- (2) 労働基準関係の電子申請において、添付可能な画像ファイル（「提出代行に関する証明書（継続委託用）」等）は、PDF形式に限ります。なお、白黒で差し支えありません。

以上

（担当：業務部 研修・事業課）

提出代行に関する証明書（継続委託用）

平成 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ ㊟

社 会 保 険 労 務 士 記 入 欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 <p style="text-align: right;">氏名 _____ ㊟</p>
---------------------------	---



基 政 発 1 1 2 7 第 2 号
基 監 発 1 1 2 7 第 2 号
基 安 計 発 1 1 2 7 第 2 号
平 成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監 督 課 長
安全衛生部計画課長
(契 印 省 略)

労働基準法等に基づく手続の電子申請に係る社会保険労務士等による提出
代行における使用者等の電子署名等の省略について

平素より、労働基準行政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、労働基準法等に基づく手続の電子申請の一層の利用促進を図る観点から、今般、社会保険労務士又は社会保険労務士法人（以下「社会保険労務士等」という。）が、電子申請により対象手続の代行を行う場合において、使用者や事業者等（以下「使用者等」という。）と社会保険労務士等との間に提出代行に関する契約があることを証明できる電磁的記録を添付することをもって、当該使用者等の電子署名及び電子証明書（以下「電子署名等」という。）に代えることができる旨の省令改正を行い、平成29年12月1日から施行することとなりました。

具体的な取扱いは、下記のとおりですので、その実施に当たり、各都道府県社会保険労務士会への周知につき、貴会の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、労働基準法等に基づく手続の電子申請につきまして、一層の御利用をお願い申し上げます。

記

1 対象手続

今般の改正の対象となる手続は、労働基準法（昭和22年法律第49号）（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第7条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、じん肺法（昭和35年法律第30号）、労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）及び作業環境測定法（昭和50年法律第28号）並びにこれらに基づく命令の規定により使用者等が行う申請や届出等の手続です。

2 提出代行に関する契約があることを証明する書面

使用者等が自らの申請書の提出等に関する手続について、自らに代わって社会保険労務士等に行わせることが明らかな書面であって、使用者等による記名押印又は署名がなされたものであり、かつ、電子申請時において有効であることが確認できるものをいいます。具体的には以下のいずれかに該当する書面です。

なお、この書面については、電子申請時に、この書面を電子媒体（PDF形式）で添付することにより行う必要があります。また、電子媒体は、白黒で差し支えありません。

- (1) 使用者等が社会保険労務士等に対して電子申請による提出代行業を委託したことを示す同意書。ただし、電子申請時において有効であることを、社会保険労務士が証明したものに限り、具体的な記載事項につきましては、別紙を参考にしてください。ただし、具体的な記載事項すべてが記載されている場合には、別紙の様式に限るものではありません。

なお、雇用保険関係手続等の提出代行に関して、本件施行前に、使用者等が社会保険労務士等に提出した同意書で、当該同意書に記された委託事項中に記の1の対象手続が含まれている場合には、当該同意書を添付することで差し支えありません。

- (2) 使用者等と社会保険労務士等との間で締結した提出代行に関する契約書。ただし、電子申請時において有効であることを、社会保険労務士が余白などにおいて証明してください。

提出代行に関する証明書

平成 年 月 日

○事務所（勤務先事業所）名称 _____

○所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業場名称^{※1} _____

○住所又は事業場所在地 _____

○使用者等氏名^{※2} _____ (印)

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 (印)
--------------------	--

※1 個人の場合は不要

※2 個人の場合はその氏名

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔政 令〕
 - 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (二八八)
 - 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (二八七)
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (二八八)
 - 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令 (二八九)
 - 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行令 (二九〇)
 - 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (二九一)
 - 確定拠出年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 (二九二)

- 〔省 令〕
 - 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則 (厚生労働一二五)
 - 労働基準法施行規則の一部を改正する省令 (同一二六)
 - 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (同一二七)
- 〔告 示〕
 - 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件 (法務五三六、五三七)
 - 民間あつせん機関が適切に養子縁組のあつせんに係る業務を行うための指針 (厚生労働三四一)
 - 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則第十二条の厚生労働大臣が定める基準 (同三四二)
 - 保安林の指定をする件 (農林水産一八六一、一八七六)
 - 保安林の指定を解除する件 (同一八七七、一八八〇)
 - 保安林の指定実施要件を変更する件 (同一八八一、一八八二)

本号で公布された法令のあらまし

- 一 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令 (政令第二八八号) (総務省)
 - 平成三〇年四月一日から福島市、川口市、八尾市、明石市、鳥取市及び松江市を地方自治法第二五二条の二第二項の中核市として指定することとした。(本則関係)
 - この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。
- 二 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 (政令第二八七号) (内閣府)
 - 平成二十九年十月二十一日から同月二十三日までの間の暴風雨による災害を激甚災害として指定することとした。
 - 当該激甚災害に対し、次に掲げる措置を適用することとした。
 - (一) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (二) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (三) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - この政令は、公布の日から施行することとした。
- 三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令 (政令第二八八号) (環境省)
 - 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (以下「法」という。) 第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、シリアアカヒヨドリ等を追加することとした。(別表第一関係)
 - 法第二条第一項の政令で定める特定外来生物となる外来生物として、ガ科に属する種とガ科に属する他の種の交雑により生じた生物等を追加することとした。(別表第二関係)
 - この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年一月一日から施行することとした。
- 四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日を定める政令 (政令第二八九号) (厚生労働省)
 - 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の施行期日は平成三〇年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三二年四月一日とすることとした。
- 五 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律施行令 (政令第二九〇号) (厚生労働省)
 - 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律 (以下「法」という。) 第八条第四号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。(第一条関係)
 - (一) 生活保護法
 - (二) 社会福祉法
 - (三) 社会福祉士及び介護福祉士法
 - (四) 介護保険法
 - (五) 児童虐待の防止等に関する法律
 - (六) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
 - (七) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
 - (八) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
 - (九) 子ども・子育て支援法
 - (十) 国家戦略特別区域法 (第一条の五第一五項及び第一七項から第一九項までの規定に限る。)
 - 法第二六条第三号の政令で定める法律は、次のとおりとすることとした。(第二条関係)
 - (一) 児童扶養手当法
 - (二) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
 - (三) 児童手当法
 - (四) 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律
 - (五) 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
 - (六) 1の(二)、(七)、(九)及び(十)に掲げる法律
 - 指定都市において、法第四条の規定により、法施行令第一七四条の二第六項に定めるところによることとした。(第三条関係)

○厚生労働省令第百二十六号

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び関係法令の規定に基づき、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働基準法施行規則の一部を改正する省令
労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次の表のように改正する。
(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第五十九条の二 (略)</p> <p>第五十九条の三 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が労働基準監督署長に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告(以下この条において「届出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該届出等と併せて送信することとに代えることができる。</p>	<p>第五十九条の二 (略)</p> <p>(新設)</p>

附則

この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十七号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令

(労働安全衛生規則の一部改正)

第一条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第一章 第九章 (略)</p> <p>第十章 雑則(第九十九条―第一百条の二)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(様式の任意性)</p> <p>第一百条 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請書の提出等)</p> <p>第一百条の二 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行う者として代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第一章 第九章 (略)</p> <p>第十章 雑則(第九十九条―第一百条)</p> <p>第二編 第四編 (略)</p> <p>附則</p> <p>(様式の任意性)</p> <p>第一百条 (略)</p> <p>(新設)</p>

条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

第二節 じん肺法施行規則の一部改正

第二条 じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

目次

第一章 第三章 (略)
第四章 雑則(第三十四条―第三十八条) 附則
(報告)
第三十七条 (略)

第三十七條

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第三十八條

法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第

一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

第三節 労働災害防止団体系法施行規則の一部改正

第三条 労働災害防止団体系法施行規則(昭和三十九年労働省令第十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(証票)

第十二條 (略)

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第十三條

法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という。)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行おうとする者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。

(証票)

第十二條 (略)

(新設)

(炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部改正)
 第四条 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和四十二年労働省令第二十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第十二条 (報告) (電子情報処理組織による報告書の提出) 第十三条 法及びこれに基づく命令の規定により、労働基準監督署長に対して行われる報告書の提出について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該報告書の提出を当該報告書の提出を行うおとす者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該報告書の提出を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該報告書の提出と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該報告書の提出と併せて送信することに代えることができる。</p>	<p>第十二条 (報告) (新設)</p>

(作業環境測定法施行規則の一部改正)
 第五条 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次 第一章第三章(略) 第四章 雑則(第六十六条―第七十五条) 附則 (特定科目) 第七十四条 (略) (電子情報処理組織による申請書の提出等) 第七十五条 法及びこれに基づく命令の規定により、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対して行われる申請書、報告書等の提出及び届出(以下この条において「申請書の提出等」という)について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という)が、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行うおとす者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信することをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第四条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。</p>	<p>目次 第一章第三章(略) 第四章 雑則(第六十六条―第七十四条) 附則 (特定科目) 第七十四条 (略) (新設)</p>

附 則
 この省令は、平成二十九年十二月一日から施行する。